

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月29日(火)午後2時00分から午後2時41分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(1人)

13番 中野敏憲

5. 出席推進委員(26人)

吉田和功
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
高木 淳

杉本秀雄
瀬本浩和
宮本光治郎
高橋 豊
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第45号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第46号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第47号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第48号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第49号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第50号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。

それでは、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様には御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から11月の総会を開会したいと思います。

本日は、東陽町の中野委員から、欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いして、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。先月の総会の時には、私の〇の〇〇で、欠席致しました。大変、御無礼致しました。また、農業委員の皆さん方からお見舞い等いただきました。大変ありがとうございました。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

17番 松田林一委員、18番 倉井正治委員にお願いします。

それでは、議事に入りますが、今月も法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願い致します。

それでは、まず、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が7件、贈与による取得が1件ありました。地目は、田2万168.69平方メートル、畑1,489平方メートル、合計の2万1,657.69平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、松高。

推進委員

松高地区の鞍本です。申請番号1番について説明します。

11月23日に、倉井委員と申請地の確認を行いました。案件は、譲受人が経営規模拡大で、申請地を取得する計画です。譲受人は、建設業と農業を営んでいて、後継者もいます。申請地は、高島町で、周囲は農地と用排水路に囲まれており、周辺農地への日照関係等の悪影響はないと思われます。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長	2 番、松高。
推進委員	<p>続いて、申請番号 2 番について説明します。</p> <p>1 1 月 2 3 日に、倉井委員と申請地の確認を行いました。案件は、譲受人が、申請地を取得する計画です。譲受人は、農地を広範囲に所有して、農業と福祉事業を営んでいます。申請地は、松崎町で、北側と南側に農地が隣接し、西側に用排水路が含まれています。周辺農地に日照関係等の悪影響はないと思われますので、御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	3 番、植柳。
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号 3 番について、説明します。</p> <p>先日、2 5 日、吉田委員と現地確認致しました。申請地は、植柳新町の畑地です。譲渡人は、県外に住んでおり、現在、譲受人が管理されています。譲渡人の希望により、譲受人に所有権移転の案件です。何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	4 番、坂本。
推進委員	<p>坂本担当の宮本です。4 番について説明します。</p> <p>譲渡人は、市外居住のため、営農を続けるのは困難な状況です。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請も、規模拡大のためです。周辺農地への影響はないと思います。御審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	5 番、坂本。
推進委員	<p>坂本担当の宮本です。申請地は、圃場整備がされておらず、譲渡人は、譲受人の耕作する圃場を通らなければ耕作することができず、管理が困難なため、今回の申請に至りました。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	6 番、千丁。
推進委員	<p>千丁の高橋です。1 1 月 2 5 日、深田委員と現場を確認に行きました。千丁駅から△△△メートル行った所で、規模拡大のためです。何も問題はありません。</p> <p>7 番は、東グラウンドから○に△△△メートル行った所で、経営規模拡大です。何も問題はないと思います。審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p>

議 長	8番、鏡。
推進委員	鏡担当の寺本です。8番、申請、説明致します。 譲渡人の方は、会社員の方と無職の方、譲受人の方は、鏡町在住の農家の方です。地目は田になっておりますが、最近は耕作されていないようです。周りは宅地に囲まれておりますが、何ら問題はないと思います。宜しく御審議お願いします。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。 次に、議案第46号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第46号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議いたします。 今月の申請は3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。 それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。 1番から3番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。 なお、1番から3番の案件については、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、一般基準について説明いたします。 農地転用の確実性や、現在まで周辺農地に悪影響を及ぼしていないこと等から、全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、御審議方よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。 1番、八千把。

推進委員 八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は、古閑上町の八代第四中学校より〇へ△△メートル行った所で、現況、〇〇を建築されている農地で、今度、宅地拡張をしようとしたところ、まだ農地転用がされていなかったため、今回申請することになりました。何ら問題はないと思います。審議お願いします。

議 長 2番、麦島。

推進委員 麦島担当の矢鉾です。申請番号2番について、説明します。
申請地は、平成4年頃から有料駐車場としており、現在に至っております。調査したところ、転用許可を得ていないことが判明したとのこと。周辺には農地は見当たらず、影響はないと思われま。御審議方よろしく申し上げます。

議 長 3番、日奈久。

推進委員 日奈久担当の杉本です。3番について説明します。この件について、26日、橋本委員と調査を行いました。場所は、おれんじ鉄道日奈久駅の〇〇の〇側で、隣近所は、住宅が建っています。申請地は、50年前、家を建てて、転用届が出してありませんでした。御審議方よろしく申し上げます。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

ここで冒頭申し上げた、議案第48号、農地法第5条事業計画変更申請について、先に審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第48号、農地法第5条事業計画変更申請について、議案書12ページのとおり付議いたします。
今月の申請は1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和2年6月4日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、アパート用地として利用するものでしたが、許可後、宅地分譲用地として利用する内容となっています。

申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」、9ページの申請番号13番と同時に申請がなされております。

それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、太田郷。

推進委員

代陽・太田郷担当、吉川です。申請番号1番について説明致します。

11月23日に、有馬委員と確認致しました。事業計画変更申請と所有権移転同時申請です。

申請地は、井上町の4筆、1,829平方メートル、○側△△△メートル付近に、八代市太田郷出張所、太田郷コミュニティセンター、○側△△△メートル付近に、○○○○○○○○、○側△メートル付近に、○○○○○○○駐車場、北側と南側に遊休農地が隣接しております。譲渡人は、熊本市の会社社長、譲受人は、熊本市の不動産会社。当初計画は、令和2年6月4日付の転用許可済で、土地取得によるアパート2棟の建設でありましたが、当初計画者である今回の譲渡人が、アパート建築業者との契約不履行で計画を断念したことから、譲受人が承継者となり、宅地分譲区画として利用する旨の申請です。

事業計画は、位置指定道路、幅員△メートルを増設し、宅地分譲8区画の敷地を造成します。当該地は、病院、学校の道路、公共施設、各方面へのアクセスがよく、利便性が良好であるため、優良な住環境で需要がある、と判断しましたとのこと。問題はないと思われます。御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。

次に、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書5ページから11ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が18件、使用貸借権が2件、合計の20件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について、検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、2番から、9ページ12番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

次に、13番の案件は、先程御審議いただいた議案第48号、「農地法第5条事業計画変更」、12ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的は、アパート用地として利用するものでしたが、許可後、宅地分譲用地として利用する内容となっています。

申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

10ページをお願いします。

次に、14番から16番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、14番の案件と16番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、17番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地設計の代替地はなく、許可は可能と考えます。

11ページをお願いします。

次に、18番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、19番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はないことから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、20番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。11月24日に、白石委員、本田委員と共に、現地を見してきました。

土地の貸し手と借り手は、親子関係であり、現在アパート住まいの借り手が個人住宅を建設したいとのことでした。

申請地は、○側が県道322号に面しており、○側に自動車整備工場、周りには田もないことから、何ら問題はないと思われます。御審議方よろしくお願いたします。

議 長

2番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号2番から7番について説明します。

2番、申請地は、大村町の○○○○の○側に当たり、現況畑として利用されていた農地で、ここに車両展示場と駐車場をつくりたいといった申請になります。何ら問題はないと思ひます。

3番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の○○○○八代店より○へ△△メー

トル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここに建売住宅1棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここを宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

5番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここを4区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

6番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請であります。何ら問題はないと思います。

7番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請であります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

8番、松高。

推進委員

八代・松高地区担当の鞍本です。申請番号8番、9番、10番について説明致します。

まず、8番から。11月25日に、倉井委員と申請地の確認を行いました。案件は、不動産業の譲受人が、宅地に転用後、分譲用地として販売する計画です。申請地は、松崎町の住宅街に囲まれていて、周辺地には農地はないので、何ら問題はないと思われれます。御審議方お願いいたします。

申請番号9番について説明します。

同じく11月25日に、倉井委員さんと申請地の確認を行いました。案件は、譲受人が、申請地を転用後、2階建て賃貸住宅を2棟建築する計画です。譲受人は、定年退職後の生活安定に、住宅賃貸を計画しています。申請地は、永碓町で、周囲に住宅が建ち並び、農業生産性が低い所です。周辺にも農地はなく、何ら問題はないと思われれます。御審議方よろしくお願い致します。

申請番号10番について説明します。11月25日に、倉井委員と申請地の確認を行いました。案件は、譲受人が宅地に転用後、分譲用地として販売する計画です。譲受人は、不動産業を営んでおります。申請地は永碓町で、東側と南側に道路、北側と西側には医療機関があり、周辺には農地もなく、何ら問題ないと思われれます。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

11番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当吉川です。申請番号11番から14番までは担当地区ですので、続けて説明致します。11月23日に、有馬委員と確認致しました。

申請番号11番、申請地は、福正町の770平方メートル、○側△△△メートル付近に国道3号線と日本製紙八代工場グラウンド。○側△△メートル付近に水無川、周囲に家屋があり、隣接する田畑はありません。譲渡人は、福正元町の男性で、相続により当該地を取得しましたが、農業経験は乏しく、自ら経営は困難と判断するに至り、農地の担い手を探しておりましたが、見つからず、買い手も借り手もないままでした。今回、譲受人の○○○町の不動産業会社が転用申請し、分譲宅地として造成工事をしたいとの申し出があり、転用者と所有者の話し合いにより、申請に至りました。

申請番号12番、申請地は、井上町の2筆で933平方メートル、○側△△メートル付近に、○○○○○ハイツ、○側△△メートル付近に、○○○○○○集荷場、○側△△メートル付近に、臨港線井上町跨線橋。○側に○○○○○○○が隣接し、東側に上・下水道と、市道が接道です。周囲は、家屋と遊休農地を利用した畑、譲渡人は、井上町の無職の男女2名。譲受人は、大福寺町の会社役員。22台の駐車場と、2階建て1棟、14戸のアパートを建設したいとの申請です。

申請番号13番、事業計画変更申請と所有権移転同時申請です。申請地は、井上町の4筆、1,829平方メートル、議案第48号での説明のとおり、当該地の譲渡人、譲受人は同じです。事業計画は、アパート建設から住宅分譲地としての申請です。地域性を鑑み、現在の遊休農地から好ましい転用と述べましたが、担当委員としましては、当該地付近は、集中豪雨や大雨で○○農地であったことから、造成工事は、なるべく高いほうが望ましいと考えます。

申請番号14番、申請地は、代陽地区、鷹辻町3.3平方メートル、○側△△メートル付近に、○○○○○○○○○○○○○○工場、○側△△△メートル付近に、県立八代東高校、周囲は家屋。譲渡人は、鷹辻町の女性。譲受人は、広島県広島市の会社員の女性です。当該地は、相続手続中に敷地334.55平方メートルの中の一部に存在し、第三者名義の農地であることが判明しました。始末書と当地区担当農業委員の農地転用状況確認書が添付されております。事業計画は、今回申請地を買い付ける形で譲り受け、宅地拡張したいとの申し出です。なお、国有地△号△△番外地先については、財務局と協議中となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長

15番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号15番について説明いたします。申請地の転用目的は、個人住宅を建設したいということです。

議 長

申請地は、申請者の実家に隣接しており、道路や住宅に囲まれており、周辺農地への影響はないと思われます。御審議方よろしくお願ひします。

16番、高田。

推進委員

高田の山崎です。11月24日、高野委員と現地確認しました。場所としては、おれんじ鉄道肥後高田駅の〇の農地、場所でございます。なお、譲受人の方が、〇〇の方でございます、この現場対応をするときには、呼んでいただければ、説明を対応します、ということでした。それで呼びましてから、この現場を検討しました。無断転用と確認しました。御検討のほう、よろしくお願ひします。

議 長

17番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号17番について説明します。

申請地の転用目的は、譲受人が、山野草栽培のため、手狭となった資材置場や駐車場の代わりに、自宅に隣接する申請地を利用したいとのことです。申請地は、道路や宅地に囲まれており、周辺農地への影響はないと思われます。御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

18番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号、18番、19番は、鏡地区の案件ですので、続けて説明します。

最初に、18番を説明します。11月22日に現地調査を行いました。所有者は祖父で、転用者はお孫さんです。申請地は、上鏡集落の閑静な住宅街で、祖父所有の土地を借り受けて、個人住宅を建築する計画です。隣接農地はありません。問題ないと思ひます。御審議方よろしくお願ひします。

続きまして、申請番号19番について説明します。

11月22日に現地調査を行いました。譲受人は、この度、長男が結婚し、同居することとなり、駐車場が不足することから、隣地を買取り、宅地を拡張したいとのことです。申請地は、申請人の住宅の東側に隣接しており、北側は、道路を隔て田、南側は、排水路を隔てて田、東側だけ隣接した畑がありますが、所有者の了解も出ております。また、駐車場として利用するため、近隣農地への影響はないと思ひます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

20番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。申請番号20番について説明します。

譲受人は会社員の方、譲渡人は無職の方と会社員の方です。住宅用地への移転転用です。申請地は、鏡町〇〇の△△△番の△と、△△△番の△、現況田になっております。近年、耕作されておられません。周りは、道路と住宅に囲まれております。農地はありません。住宅地としては適当と思われれます。御審議、よろしく願いたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第49号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第49号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書13ページから29ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が27件、面積が12万8,537平方メートル、所有権移転が6件、面積は3万3,488平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月12月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、12月9日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、沖町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整が出来次第、日程を連絡しますので、よろしく願いたします。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問なし)

議 長

質問がなければ、これは農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第50号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第50号、非農地証明願について、議案書30ページのとおり付議します。今月の申請は、1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林でしたが、今般地目が焼畑であることが判明しました。現地は、山林原野化して、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和4年11月10日に、泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。御審議をお願い致します。

議 長

それでは、事務局から説明がありました。案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、泉。

推進委員

泉地区担当の岩村です。先ほどの説明にありましたとおり、11月10日に松田委員、私、農業委員会事務局職員とで現地調査を行いました。現地は、山林の様相を呈しており、非農地として、何ら問題ないと思われますので、御審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないということで証明書を交付することに決定いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。
今月は、農地法第4条、第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。
これをもちまして、11月の八代市農業委員会を閉会致します。
皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年11月29日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____